

各医療法人理事長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

医療法人決算届について

日頃は、本府の健康医療行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、各医療法人より本府に提出された決算届(*1)は広く一般の閲覧に供していますが、決算届に記載された個人情報や印影についてはマスキング(黒塗り)をしています。しかし、医療法人の決算届は閲覧に供することが医療法上の定めであり、また、他の都道府県における閲覧の状況も鑑み、平成27年3月期以降の決算届については、印影等を除きマスキングをせず閲覧に供することとなりました。

また、これまで提出部数は1部でしたが、医療法施行規則に基づき正本・副本計2部をご提出いただくこととなりました。提出された副本は、基本的に府政情報センター(*2)において開架し、閲覧に供します。

つきましては、今後、決算届にあたっては以下の点にご注意いただきますようお願いいたします。

【個人情報・取引情報は記載しないこと！】

- ・ 役員の個人情報は記載しないこと(特に、理事長との親族関係など私的な内容は絶対に記載しないこと)
 - ・ 取引先(金融機関名など)や取引額など具体的な取引情報は記載しないこと
- ※ 平成27年3月期以降の決算届に記載された役員の氏名や取引情報は基本的にマスキングせずそのまま閲覧に供します

【押印は2カ所だけ！】

- ・ 押印は決算届の鏡文(法人代表者印)及び監事の監査報告書(監事の実印)のみとすること。財産目録などに押印や理事長の原本証明をしないこと

【提出書類は5点だけ！】

- ・ 提出書類は所定の様式5点(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書)のみです。(ただし、当該会計年度内に定款変更をした法人については従来通り新定款を添付してください。)

【提出部数は2部！】

- ・ 正副2部提出すること。ただし、決算届の鏡文は1枚で結構です。

*1) 決算届とは、事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書)及び監事の監査報告書です。

*2) 府政に関する情報の提供を行う総合的な窓口で、大阪府庁本館1階にあります。府政情報センターに開架された資料は、どなたでも自由に閲覧し、実費負担でコピーをすることができます。
(参考URL <http://www.pref.osaka.lg.jp/johokokai/jigyos3/>)

⇒参考URL：医療法人各種認可・届出関係

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/ninka-todokede/>

【問い合わせ先】

大阪府健康医療部保健医療室
保健医療企画課医事グループ
電話：06-6941-0351(内線4532)
FAX：06-6944-7546

(参考)

○ **医療法**

第五十一条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 理事は、事業報告書等を監事に提出しなければならない。

3 社会医療法人（厚生労働省令で定めるものに限る。）の理事長は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出しなければならない。

第五十二条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 第五十一条第三項の社会医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

○ **医療法施行規則**

第三十三条の二 法第五十二条第一項の規定に基づく届出を行う場合には、同項各号に掲げる書類（前条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の二第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）には、副本を添付しなければならない。

2 法第五十二条第二項の閲覧は、同条第一項の届出に係る書類（前条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の二第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。